

札幌市告示第4077号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告等の期限の延長の期日を、下記のとおり告示する。

令和7年10月1日

札幌市長 秋 元 克 広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第9条第1項の規定に基づき、令和6年札幌市告示第131号において別途札幌市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

都道府県	地域
石 川 県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町